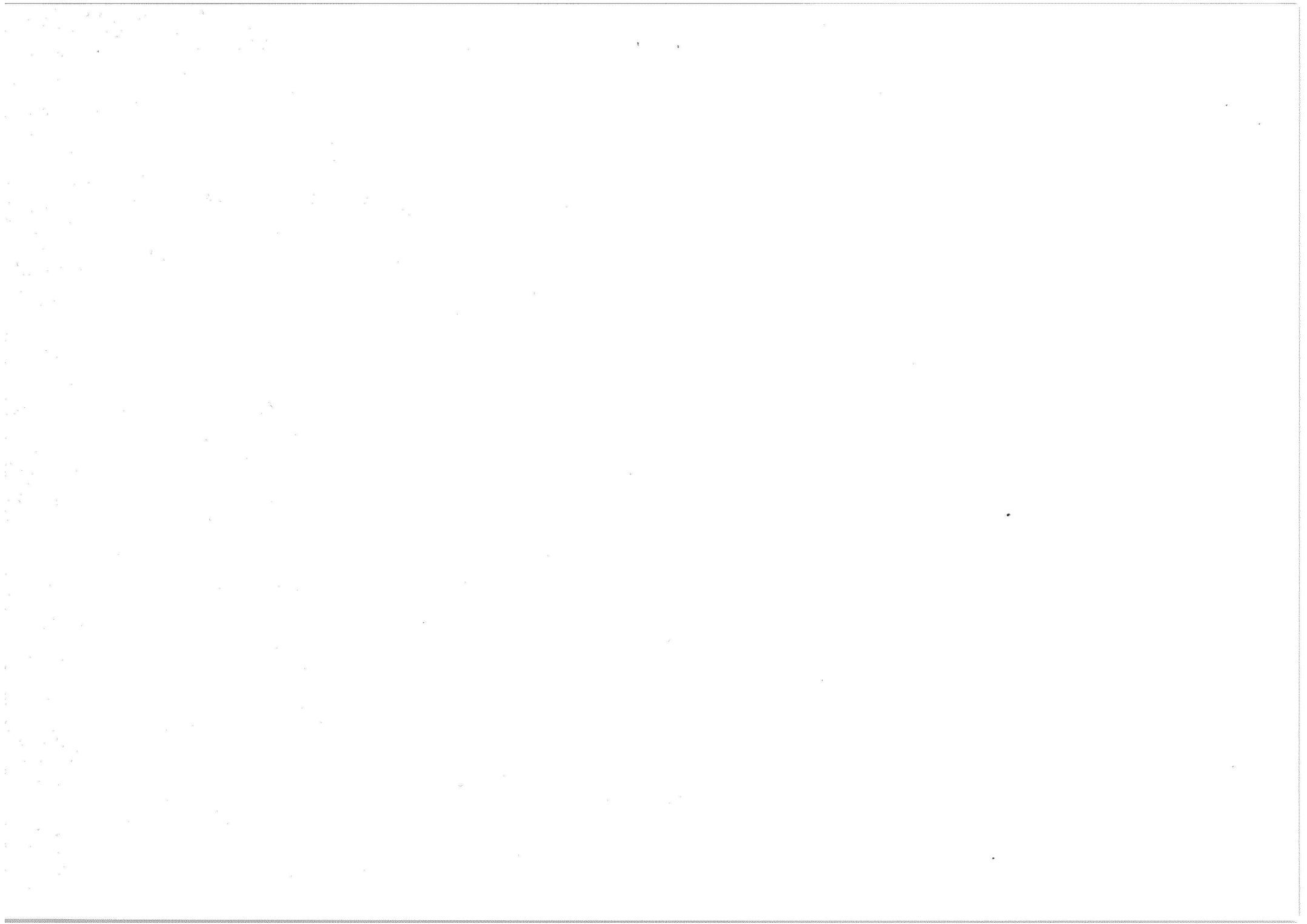


令和8年度

小金井市国民健康保険特別会計予算説明資料

1	国民健康保険特別会計当初予算比較	1
2	国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移	5
3	保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移	6
4	小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表	7
5	国民健康保険税算定表	10
6	国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書	15
7	小金井市国民健康保険税税率改定状況	16
8	小金井市国民健康保険税の税率改定について(諮問)・(答申)	17
9	小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)・(答申)	20
10	データヘルス事業の概要	22
11	国民健康保険事業運営基金現在高	23



1 国民健康保険特別会計当初予算比較

(歳入)

単位：千円、%

款	項	目	節	細節	令和6年度	令和7年度	令和8年度	増減額 (7年度・8年度)	増減率 (7年度・8年度)
1	国民健康保険税				2,409,266	2,459,839	2,654,749	194,910	7.9
1	国民健康保険税				2,409,266	2,459,839	2,654,749	194,910	7.9
1	一般被保険者国民健康保険税				2,409,263	2,459,839	2,654,749	194,910	7.9
1	医療給付費分現年課税分				1,529,728	1,626,098	1,666,733	40,635	2.5
2	後期高齢者支援金分現年課税分				582,356	570,442	620,516	50,074	8.8
3	介護納付金分現年課税分				243,569	217,691	219,656	1,965	0.9
4	子ども・子育て支援納付金分現年課税分				—	—	87,120	87,120	皆増
5	医療給付費分滞納繰越分				32,473	33,399	39,420	6,021	18.0
6	後期高齢者支援金分滞納繰越分				12,872	8,422	14,870	6,448	76.6
7	介護納付金分滞納繰越分				8,265	3,787	6,434	2,647	69.9
2	退職被保険者等国民健康保険税				3	—	—	—	—
1	医療給付費分現年課税分				0	—	—	—	—
2	後期高齢者支援金分現年課税分				0	—	—	—	—
3	介護納付金分現年課税分				0	—	—	—	—
4	医療給付費分滞納繰越分				1	—	—	—	—
5	後期高齢者支援金分滞納繰越分				1	—	—	—	—
6	介護納付金分滞納繰越分				1	—	—	—	—
2	使用料及び手数料				2	2	2	0	0.0
1	手数料				2	2	2	0	0.0
1	総務手数料				2	2	2	0	0.0
3	国庫支出金				1	2	1	△ 1	△ 50.0
1	国庫補助金				1	2	1	△ 1	△ 50.0
1	災害臨時特例補助金				1	1	1	0	0.0
2	システム開発費等補助金				—	1	0	1	—
4	都支出金				7,582,034	7,318,495	7,180,995	△ 137,500	△ 1.9
1	都補助金				7,582,034	7,318,495	7,180,995	△ 137,500	△ 1.9
1	都補助金				115,000	115,000	80,000	△ 35,000	△ 30.4
2	保険給付費等交付金				7,467,034	7,203,495	7,100,995	△ 102,500	△ 1.4
1	普通交付金				7,271,029	7,030,929	6,951,443	△ 79,486	△ 1.1
2	特別交付金				196,005	172,566	149,552	△ 23,014	△ 13.3
1	国民健康保険保険者努力支援交付金				48,376	38,545	37,487	△ 1,058	△ 2.7
2	特別調整交付金（市町村分）				13,191	12,307	12,075	△ 232	△ 1.9
3	都繰入金（2号分）				101,000	88,000	66,336	△ 21,664	△ 24.6
4	特定健康診査等負担金				33,438	33,714	33,654	△ 60	△ 0.2
5	財産収入				4	114	63	△ 51	△ 44.7
1	財産運用収入				4	114	63	△ 51	△ 44.7
1	利子及び配当金				4	114	63	△ 51	△ 44.7
6	繰入金				1,568,331	1,401,415	1,296,464	△ 104,951	△ 7.5
1	他会計繰入金				1,410,521	1,399,346	1,296,464	△ 102,882	△ 7.4
1	一般会計繰入金				1,410,521	1,399,346	1,296,464	△ 102,882	△ 7.4
1	保険基盤安定繰入金				363,952	370,934	405,031	34,097	9.2
2	未就学児均等割保険料繰入金				7,936	7,332	7,095	△ 237	△ 3.2
3	職員給与費等繰入金				173,005	192,254	182,178	△ 10,076	△ 5.2
4	産前産後保険料繰入金				2,295	2,160	2,160	0	0.0
5	出産育児一時金等繰入金				28,333	26,666	0	△ 26,666	皆減
6	その他一般会計繰入金				835,000	800,000	700,000	△ 100,000	△ 12.5

2	基金繰入金	157,810	2,069	0	△ 2,069	皆減
1	国民健康保険事業運営基金繰入金	157,810	2,069	0	△ 2,069	皆減
7	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
8	諸収入	34,939	37,281	34,113	△ 3,168	△ 8.5
1	延滞金・加算金及び過料	20,102	20,002	20,002	0	0.0
1	延滞金	20,100	20,000	20,000	0	0.0
2	加算金	1	1	1	0	0.0
3	過料	1	1	1	0	0.0
2	雑入	14,837	17,279	14,111	△ 3,168	△ 18.3
1	過年度収入	1	1	1	0	0.0
2	第三者納付金	7,889	9,613	6,291	△ 3,322	△ 34.6
3	返納金	5,844	6,564	6,721	157	2.4
4	雑入	102	100	97	△ 3	△ 3.0
5	弁償金	1	1	1	0	0.0
6	高額療養費等資金貸付元金収入	1,000	1,000	1,000	0	0.0
歳 入 合 計		11,594,578	11,217,149	11,166,388	△ 50,761	△ 0.5

(歳出)

単位：千円、%

款	項	目	節	細節	令和6年度	令和7年度	令和8年度	増減額 (7年度・8年度)	増減率 (7年度・8年度)
1	総務費				189,596	208,585	198,502	△ 10,083	△ 4.8
	1	総務管理費			155,504	170,829	161,443	△ 9,386	△ 5.5
		1	一般管理費		152,084	167,603	158,230	△ 9,373	△ 5.6
		2	運営協議会費		1,177	1,137	1,125	△ 12	△ 1.1
		3	連合会負担金		2,243	2,089	2,088	△ 1	0.0
	2	徴税费			34,092	37,756	37,059	△ 697	△ 1.8
		1	徴税费		34,092	37,756	37,059	△ 697	△ 1.8
2	保険給付費				7,337,493	7,093,464	7,011,252	△ 82,212	△ 1.2
	1	療養諸費			6,504,231	6,245,866	6,130,173	△ 115,693	△ 1.9
		1	一般被保険者療養給付費		6,412,120	6,155,582	6,045,045	△ 110,537	△ 1.8
		2	退職被保険者等療養給付費		500	—	—	—	—
		3	一般被保険者療養費		57,281	57,126	52,430	△ 4,696	△ 8.2
		4	退職被保険者等療養費		3	—	—	—	—
		5	審査支払手数料		34,327	33,158	32,698	△ 460	△ 1.4
	2	高額療養費			774,321	791,290	827,586	36,296	4.6
		1	一般被保険者高額療養費		773,614	790,564	826,596	36,032	4.6
		2	退職被保険者等高額療養費		19	—	—	—	—
		3	一般被保険者高額介護合算療養費		655	726	990	264	36.4
		4	退職被保険者等高額介護合算療養費		33	—	—	—	—
	3	移送費			43	37	37	0	0.0
		1	一般被保険者移送費		33	37	37	0	0.0
		2	退職被保険者等移送費		10	—	—	—	—
	4	出産育児諸費			42,518	40,017	37,516	△ 2,501	△ 6.2
		1	出産育児一時金		42,500	40,000	37,500	△ 2,500	△ 6.3
		2	支払手数料		18	17	16	△ 1	△ 5.9
	5	葬祭費			6,000	5,750	5,750	0	0.0
		1	葬祭費		6,000	5,750	5,750	0	0.0
	6	結核・精神医療給付金			9,880	10,503	10,190	△ 313	△ 3.0
		1	一般被保険者結核・精神医療給付金		9,870	10,503	10,190	△ 313	△ 3.0
		2	退職被保険者等結核・精神医療給付金		10	—	—	—	—
	7	傷病手当金			500	1	0	△ 1	皆減
		1	傷病手当金		500	1	0	△ 1	皆減
3	国民健康保険事業費納付金				3,865,945	3,702,936	3,738,373	35,437	1.0
	1	医療給付費分			2,663,366	2,485,614	2,404,054	△ 81,560	△ 3.3
		1	一般被保険者医療給付費分		2,663,366	2,485,614	2,404,054	△ 81,560	△ 3.3
	2	後期高齢者支援金等分			892,916	899,636	922,833	23,197	2.6
		1	一般被保険者後期高齢者支援金等分		892,916	899,636	922,833	23,197	2.6
	3	介護納付金分			309,663	317,686	324,365	6,679	2.1
		1	介護納付金分		309,663	317,686	324,365	6,679	2.1
	4	子ども・子育て支援納付金分			—	—	87,121	87,121	皆増
		1	子ども・子育て支援納付金分		—	—	87,121	87,121	皆増

4	保健事業費	165,520	166,438	172,487	6,049	3.6
1	特定健康診査等事業費	103,416	105,042	105,243	201	0.2
1	特定健康診査等事業費	103,416	105,042	105,243	201	0.2
2	保健事業費	62,104	61,396	67,244	5,848	9.5
1	保健衛生普及費	62,104	61,396	67,244	5,848	9.5
5	基金積立金	4	114	63	△ 51	△ 44.7
1	基金積立金	4	114	63	△ 51	△ 44.7
1	基金積立金	4	114	63	△ 51	△ 44.7
6	公債費	109	211	310	99	46.9
1	公債費	109	211	310	99	46.9
1	利子	109	211	310	99	46.9
7	諸支出金	25,911	25,401	25,401	0	0.0
1	償還金及び還付金	25,911	25,401	25,401	0	0.0
1	一般被保険者保険税還付金	25,000	25,000	25,000	0	0.0
2	退職被保険者等保険税還付金	500	—	—	—	—
3	一般被保険者還付加算金	400	400	400	0	0.0
4	退職被保険者等還付加算金	10	—	—	—	—
5	償還金	1	1	1	0	0.0
8	予備費	10,000	20,000	20,000	0	0.0
1	予備費	10,000	20,000	20,000	0	0.0
1	予備費	10,000	20,000	20,000	0	0.0
歳 出 合 計		11,594,578	11,217,149	11,166,388	△ 50,761	△ 0.5

2 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移

単位:世帯、人、%

		令和3 年度	増減率	令和4 年度	増減率	令和5 年度	15,853	令和6 年度	増減率	令和7 年度 (見込)	増減率	令和8 年度 (見込)	増減率
世帯数	総 数	15,668	△ 1.2	15,461	△ 1.3	15,110	△ 2.3	15,050	△ 0.4	14,838	△ 1.4	14,629	△ 1.4
	一般	15,668	△ 1.2	15,461	△ 1.3	15,110	△ 2.3	15,050	△ 0.4	14,838	△ 1.4	14,629	△ 1.4
被保険者数	総 数	22,344	△ 1.4	21,758	△ 2.6	21,049	△ 3.3	20,721	△ 1.6	20,217	△ 2.4	19,725	△ 2.4
	一般	22,344	△ 1.4	21,758	△ 2.6	21,049	△ 3.3	20,721	△ 1.6	20,217	△ 2.4	19,725	△ 2.4
	未就学児	466	△ 3.5	448	△ 3.9	425	△ 5.1	404	△ 4.9	365	△ 9.7	330	△ 9.6
	就学児から 65歳未満	13,315	△ 2.5	13,092	△ 1.7	12,858	△ 1.8	12,855	0.0	12,656	△ 1.5	12,456	△ 1.6
	前期高齢者 (65歳以上)	8,563	0.5	8,218	△ 4.0	7,766	△ 5.5	7,462	△ 3.9	7,196	△ 3.6	6,939	△ 3.6
	介護第2号被保険者 (再掲)	7,561	△ 0.5	7,465	△ 1.3	7,322	△ 1.9	7,312	△ 0.1	7,180	△ 1.8	7,050	△ 1.8

※ 令和3年度から令和6年度までは年間平均世帯数、被保険者数実績

3 保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移

単位:人、千円、%

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算見込	前年比	当初予算	前年比
被保険者数	22,344	△ 1.4	21,758	△ 2.6	21,049	△ 3.3	20,721	△ 1.6	20,217	△ 2.4	19,725	△ 2.4
一般被保険者	22,344	△ 1.4	21,758	△ 2.6	21,049	△ 3.3	20,721	△ 1.6	20,217	△ 2.4	19,725	△ 2.4
未就学児	466	△ 3.5	448	△ 3.9	425	△ 5.1	404	△ 4.9	365	△ 9.7	330	△ 9.6
就学児から65歳未満	13,315	△ 2.5	13,092	△ 1.7	12,858	△ 1.8	12,855	0.0	12,656	△ 1.5	12,456	△ 1.6
65歳以上	8,563	0.5	8,218	△ 4.0	7,766	△ 5.5	7,462	△ 3.9	7,196	△ 3.6	6,939	△ 3.6
退職被保険者	0	—	0	—	0	—	0	—	—	—	—	—
保険給付費	6,662,231	9.1	6,430,881	△ 3.5	6,447,771	0.3	6,464,775	0.3	6,641,422	2.7	6,925,061	4.3
療養給付費	5,747,223	8.6	5,595,306	△ 2.6	5,605,886	0.2	5,585,988	△ 0.4	5,756,798	3.1	6,045,045	5.0
一般	5,747,217	8.6	5,595,306	△ 2.6	5,605,886	0.2	5,585,988	△ 0.4	5,756,798	3.1	6,045,045	5.0
退職	6	△ 91.2	0	皆減	0	—	0	—	—	—	—	—
療養費	61,998	14.1	59,267	△ 4.4	58,860	△ 0.7	55,838	△ 5.1	54,495	△ 2.4	52,430	△ 3.8
一般	61,998	14.1	59,267	△ 4.4	58,860	△ 0.7	55,838	△ 5.1	54,495	△ 2.4	52,430	△ 3.8
退職	0	皆減	0	—	0	—	0	—	—	—	—	—
高額療養費	853,010	12.5	776,308	△ 9.0	783,025	0.9	822,949	5.1	830,129	0.9	827,586	△ 0.3
一般	852,800	12.5	776,308	△ 9.0	783,025	0.9	822,949	5.1	830,129	0.9	827,586	△ 0.3
退職	210	皆増	0	皆減	0	—	0	—	—	—	—	—
国民健康保険事業費納付金	3,360,086	△ 2.0	3,599,001	7.1	3,775,812	4.9	3,865,943	2.4	3,686,375	△ 4.6	3,738,373	1.4
医療給付費分	2,238,554	△ 4.5	2,486,578	11.1	2,611,514	5.0	2,663,365	2.0	2,469,480	△ 7.3	2,404,054	△ 2.6
一般	2,238,554	△ 4.5	2,486,578	11.1	2,611,514	5.0	2,663,365	2.0	2,469,480	△ 7.3	2,404,054	△ 2.6
退職	0	皆減	0	—	0	—	0	—	—	—	—	—
後期高齢者支援金等分	797,259	0.7	780,902	△ 2.1	852,487	9.2	892,916	4.7	908,174	1.7	922,833	1.6
一般	797,259	0.8	780,902	△ 2.1	852,487	9.2	892,916	4.7	908,174	1.7	922,833	1.6
退職	0	皆減	0	—	0	—	0	—	—	—	—	—
介護納付金分	324,273	10.7	331,521	2.2	311,811	△ 5.9	309,662	△ 0.7	308,721	△ 0.3	324,365	5.1
子ども・子育て支援納付金分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,121	皆増

4 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	6.54%	6.74%	0.20%
均 等 割	30,000円	31,000円	1,000円
賦 課 限 度 額	650,000円	670,000円	20,000円

② 改定額内訳

(単位: 千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㉞	1,687,335	1,738,968	51,633
均 等 割 総 額 ㉟	642,690	664,092	21,402
低所得者軽減額等 ㊱	148,272	153,944	5,672
賦課限度額超過額 ㊲	351,930	365,031	13,101
増減調整額 ㊳	180,033	180,033	0
調 定 見 込 額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,649,790	1,704,052	54,262
応能割応益割の構成比率	応能割67.51% 応益割32.49%	応能割67.41% 応益割32.59%	
調定見込額改定率	3.29%		

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	2.05%	2.25%	0.20%
均 等 割	13,000円	14,000円	1,000円
賦 課 限 度 額	240,000円	260,000円	20,000円

② 改定額内訳

(単位: 千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㉞	528,261	579,818	51,557
均 等 割 総 額 ㉟	278,161	299,552	21,391
低所得者軽減額等 ㊱	64,100	69,360	5,260
賦課限度額超過額 ㊲	101,190	111,552	10,362
増減調整額 ㊳	63,129	63,129	0
調 定 見 込 額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	578,003	635,329	57,326
応能割応益割の構成比率	応能割60.56% 応益割39.44%	応能割60.99% 応益割39.01%	
調定見込額改定率	9.92%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	2.00%	2.00%	0.00%
均 等 割	15,000円	15,000円	0円
賦 課 限 度 額	170,000円	170,000円	0円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㉞	221,471	221,471	0
均 等 割 総 額 ㉟	113,599	113,599	0
低所得者軽減額等 ㊱	25,165	25,276	111
賦課限度額超過額 ㊲	55,735	55,735	0
増減調整額 ㊳	29,062	29,062	0
調 定 見 込 額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	225,108	224,997	△ 111
応能割応益割の構成比率	応能割59.33% 応益割40.67%	応能割59.33% 応益割40.67%	
調定見込額改定率	△ 0.05%		

(4) 子ども分

① 改定内容

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割	-	0.30%	0.30%
均 等 割 (A)	-	1,855円	1,855円
18歳以上均等割 (B)	-	89円	89円
均等割合計 (A) + (B)	-	1,944円	1,944円
賦 課 限 度 額	-	30,000円	30,000円

② 改定額内訳

(単位:千円)

	改 定 前	改 定 後	差引:改定に伴う影響額
所 得 割 総 額 ㉞	-	53,253	53,253
均 等 割 総 額 ㉟	-	36,757	36,757
調 定 見 込 額 ㉞+㉟	-	90,010	90,010
応能割応益割の構成比率	-	応能割59.16% 応益割40.84%	
調定見込額改定率	100.00%		

(5) 全体分（医療分・支援分・介護分）

	改 定 前	改 定 後	改定に伴う影響（増減）
調定見込額	2,452,901千円	2,564,378千円	111,477千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 65.08% 応益割 34.92%	応能割 65.08% 応益割 34.92%	応能割 0.00% 応益割 0.00%

	増 減 率
改定に伴う調定額全体分の増減率	4.54%（子ども分除く。）

(6) 一人当たりの国民健康保険税（医療分・支援分・介護分・子ども分）

被保険者総数（令和8年度平均見込）	19,725人
標準税率算出時の18歳以上の被保険者数	18,520人

一人当たりの国民健康保険税	改 定 前	改 定 後	一人当たりの影響額
（医療分・支援分・介護分）	124,355円	130,006円	5,651円
（子ども分）	-	4,860円	4,860円

※（医療分・支援分・介護分）は、（5）全体分（医療分・支援分・介護分）の調定見込額を被保険者総数（令和8年度平均見込）で除して得た額。（子ども分）は、（4）子ども分の調定見込額を標準税率算出時の18歳以上の被保険者数で除して得た額

5 国民健康保険税算定表

令和7・8年度国民健康保険税算定表(全体分課税額 現年度分)

医療分・後期高齢者支援金分・介護分・子ども分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定額及び割合				法 定 軽減額等 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨て分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基 準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1)+(2)				
令和7年度決算見込								
一 般	31,387,505	2,500,445	1,061,590	3,562,035	243,758	522,203	279,356	2,516,718
全 体	31,387,505	2,500,445	1,061,590	3,562,035	243,758	522,203	279,356	2,516,718
令和8年度予算								
一 般	30,624,789	2,593,510	1,114,000	3,707,510	248,580	532,318	272,224	2,654,388
全 体	30,624,789	2,593,510	1,114,000	3,707,510	248,580	532,318	272,224	2,654,388

※子ども分は令和8年度予算のみ計上

令和7・8年度国民健康保険税算定表(基礎課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法 定 軽減額等 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨て分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基 準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3)= (1)+(2)				
令和7年度決算見込(所得割6.54%、均等割30,000円、限度額650,000円)								
一 般	31,387,505	1,729,359	658,696	2,388,055	151,965	360,695	184,517	1,690,878
全 体	31,387,505	1,729,359	658,696	2,388,055	151,965	360,695	184,517	1,690,878
令和8年度予算(所得割6.74%、均等割31,000円、限度額670,000円)								
一 般	30,624,789	1,738,968	664,092	2,403,060	153,944	365,031	180,033	1,704,052
全 体	30,624,789	1,738,968	664,092	2,403,060	153,944	365,031	180,033	1,704,052

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

令和7・8年度国民健康保険税算定表(後期高齢者支援金等課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法 定 軽減額等 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨て分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基 準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
令和7年度決算見込(所得割2.05%、均等割13,000円、限度額240,000円)								
一 般	31,387,505	541,416	285,089	826,505	65,696	103,710	64,701	592,398
全 体	31,387,505	541,416	285,089	826,505	65,696	103,710	64,701	592,398
令和8年度予算(所得割2.25%、均等割14,000円、限度額260,000円)								
一 般	30,624,789	579,818	299,552	879,370	69,360	111,552	63,129	635,329
全 体	30,624,789	579,818	299,552	879,370	69,360	111,552	63,129	635,329

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

令和7・8年度国民健康保険税算定表(介護納付金課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法 定 軽減額等 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨て分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基 準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
令和7年度決算見込(所得割2.0%、均等割15,000円、限度額170,000円)								
一 般	13,487,905	229,670	117,805	347,475	26,097	57,798	30,138	233,442
全 体	13,487,905	229,670	117,805	347,475	26,097	57,798	30,138	233,442
令和8年度予算(所得割2.0%、均等割15,000円、限度額170,000円)								
一 般	13,006,387	221,471	113,599	335,070	25,276	55,735	29,062	224,997
全 体	13,006,387	221,471	113,599	335,070	25,276	55,735	29,062	224,997

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

令和8年度国民健康保険税算定表(子ども・子育て支援納付金課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法 定 軽減額等 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨て分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基 準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1)+(2)				
令和8年度予算(所得割0.3%、均等割1,855円、18歳以上被保険者均等割89円、限度額30,000円)								
一 般	17,949,806	53,253	36,757	90,010	0	0	0	90,010
全 体	17,949,806	53,253	36,757	90,010	0	0	0	90,010

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

6 国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書

令和7・8年度 国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書

(単位:千円)

年 度	区 分 内 訳	現 年 度 分			過 年 度 分			現年度・過年度 小 計			滞 納 繰 越 分			合 計		
		収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額
		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)	
令和 7年度 (決算見込)	一 般 分	2,423,697	96.30%	93,021	27,314	84.72%	4,928	2,451,011	96.16%	97,949	62,724	44.25%	79,032	2,513,735	93.42%	176,981
		2,516,718			32,242			2,548,960			141,756			2,690,716		
	合 計	2,423,697	96.30%	93,021	27,314	84.72%	4,928	2,451,011	96.16%	97,949	62,724	44.25%	79,032	2,513,735	93.42%	176,981
		2,516,718			32,242			2,548,960			141,756			2,690,716		
令和 8年度 (予算)	一 般 分	2,568,336	96.76%	86,052	25,689	79.77%	6,516	2,594,025	96.55%	92,568	60,724	34.26%	116,506	2,654,749	92.70%	209,074
		2,654,388			32,205			2,686,593			177,230			2,863,823		
	合 計	2,568,336	96.76%	86,052	25,689	79.77%	6,516	2,594,025	96.55%	92,568	60,724	34.26%	116,506	2,654,749	92.70%	209,074
		2,654,388			32,205			2,686,593			177,230			2,863,823		
差引 増減	一 般 分	144,639		△ 6,969	△ 1,625		1,588	143,014		△ 5,381	△ 2,000		37,474	141,014		32,093
		137,670			△ 37			137,633			35,474			173,107		
	合 計	144,639		△ 6,969	△ 1,625		1,588	143,014		△ 5,381	△ 2,000		37,474	141,014		32,093
		137,670			△ 37			137,633			35,474			173,107		

※子ども分は令和8年度予算のみ計上

7 小金井市国民健康保険税税率改定状況

年 度	医療分				後期高齢者支援金分			介護分			子ども分			
	応能割	応益割		限 度 額	応能割	応益割	限 度 額	応能割	応益割	限 度 額	応能	応益		限度額
	所 得 割	均 等 割	平 等 割		所 得 割	均 等 割		所 得 割	均 等 割		所 得 割	均 等 割	18歳以上均等割	
平成29年度	5.5%	21,000円	6,600円	54万円	1.95%	14,000円	19万円	1.9%	16,000円	16万円				
平成30年度		26,000円	0円	58万円										
令和元年度	5.55%			61万円	2.05%	13,000円		2.00%	15,000円					
令和2年度	5.75%			63万円						17万円				
令和3年度														
令和4年度	6.04%			65万円			20万円							
令和5年度							22万円							
令和6年度							24万円							
令和7年度	6.54%	30,000円												
令和8年度(案)	6.74%	31,000円		67万円	2.25%	14,000円	26万円				0.30%	1,855円	89円	3万円

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

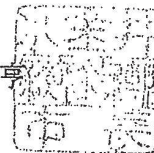
8 小金井市国民健康保険税の税率改定について
(諮問)・(答申)



小市保発第285号
令和7年12月11日

小金井市国民健康保険運営協議会
会長 水谷 たかこ 様

小金井市長 白井 享



小金井市国民健康保険税の税率改定について (諮問)

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第6号)第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

[諮問事項]

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

1 医療分

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の6.54を100分の6.74に改正する。
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、30,000円を31,000円に改正する。
- (3) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額(医療分)の課税限度額について、65万円を66万円に改定する。

2 後期高齢者支援分

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の2.05を100分の2.25に改正する。
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る均等割額について、13,000円を14,000円に改正する。
- (3) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について、24万円を26万円に改定する。

3 子ども・子育て支援納付金課税額(子ども・子育て支援分)の新設

- (1) 税率・均等割額等について

- 都の示す区市町村標準保険料率とする。
- (2) 賦課限度額について
国の示す賦課限度額とする。

この改正は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



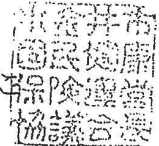
小国運協発第3号
令和7年12月11日

小金井市長

白井 亨 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会 長 水 谷 たか



小金井市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和7年12月11日付け小市保発第285号をもって諮問のありました標記の件につきましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税の見直しについては、諮問のとおり認めます。なお、以下のとおり意見があったことを申し添えます。

- 1 保険料水準の統一化に向けて、遅くとも令和17年度までに赤字繰入を解消するという国や東京都の方針があるのは理解するが、法定外繰入は、国民健康保険の構造的な要因に伴うものであるから、国民健康保険制度の安定的な運営のため、国や東京都に対し、更なる支援の充実につき、意見を伝えるべきである。
- 2 物価高騰などにより、市民生活がより厳しくなる中、被保険者の負担が増えないよう、市はさらに努力すべきである。一般会計からの繰入を増額し、値上げではなく値下げか、せめて現状維持を図るべきである。
- 3 保険料水準の統一化に係る国の方針について、昨今の物価高騰など現状を鑑み、計画を延伸するなど、市として要望を上げてもらいたい。

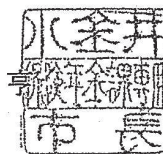
9 小金井市国民健康保険税の見直しについて
(諮問)・(答申)



小市保発第312号
令和8年1月7日

小金井市国民健康保険運営協議会
会長 水谷 たかこ 様

小金井市長 白井



小金井市国民健康保険税の見直しについて (諮問)

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第6号)第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

[諮問事項]

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

国民健康保険の被保険者に係る医療分の課税限度額について、66万円を67万円に改定する。

この改正は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



小国運協発第4号
令和8年1月7日

小金井市長

白井 亨 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会 長 水 谷 たか



小金井市国民健康保険税の見直しについて（答申）

令和8年1月7日付け小市保発第312号をもって諮問のありました標記の件につきまして、慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税の見直しについては、諮問のとおり認めます。なお、以下のとおり意見があったことを申し添えます。

- 1 物価高騰などにより、市民生活がより厳しくなる中、軽減判定に係る所得基準額の対象範囲が広がったのはよいが、賦課限度額の引上げについては、影響額はわずかで、少しでも負担は減らすべきであるから、引上げはすべきではない。
- 2 負担が増えることに関しては誰も進んで賛成するものではないが、今回の諮問は、国の制度変更による限度額の引上げであり、一般会計からの赤字繰入れが増えると、市として実施すべき他の事業に影響が出てしまうこともあり得るため、限度額の引上げはやむを得ないものとする。

10 データヘルス事業の概要

(単位:千円)

項目	歳出	概要	備考
データヘルス事業委託	26,382	レセプト・特定健診情報等により、医療費及び被保険者の健康状況を把握し、保健事業の効果が高い集団の抽出と、保健事業の実施・評価分析を行う。	
医療費分析	4,840	レセプトデータベース構築、医療費分析、後発医薬品差額通知効果分析、医療機関受診勧奨通知業務効果分析、糖尿病性腎症重症化予防指導効果測定業務、治療中断者受診勧奨通知業務効果分析、重複受診者等適正受診指導効果分析	
後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知	7,815	被保険者に後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について通知し、後発医薬品の利用促進に取り組む。	年12回送付 ※同じ対象者への通知は4か月以上間隔を空ける。 予定通知数 14,400通
医療機関受診勧奨通知	611	特定健診結果において、受診勧奨判定値を超えているにもかかわらず医療機関を受診していない者について、医療機関受診勧奨通知を送付し、早期治療による疾病予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件
糖尿病性腎症重症化予防指導委託	4,950	糖尿病は、重症化により医療費が高額になるだけでなく、健康な日常生活を続けることが困難になる。自覚症状がほとんど無いことから、早期治療及び生活習慣の改善により、腎不全を含む重い合併症の発症を阻止・遅延させる必要がある。よって、特定健診データから抽出した慢性腎不全(透析)に移行するリスクが高い被保険者を対象に、重症化予防指導の利用勧奨を行い、利用希望者に対し、専門家による保健指導を実施する。	予定対象者数 100人 予定保健指導利用人数 30人
健診未受診者受診勧奨通知	4,136	未受診者が多い若い年代に対して、自身の健康に興味を持てるような受診勧奨を行う。特定健診の結果から健康年齢を算出し、健康年齢通知を行う。	年2回送付 受診勧奨通知件数 3,000件 健康年齢通知件数 3,000件
治療中断者受診勧奨通知	611	生活習慣病の治療を行っていたにもかかわらず、現在治療を中断している者に対し、医療機関への受診を促し、重症化の予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件
重複受診者等適正受診指導	3,419	重複・頻回受診、重複服薬の対象者に専門職による指導を行い、適正受診又は適正服薬を促し、医療費の適正化を図る。	予定対象者数 300人 予定指導利用人数 100人
データヘルス事業委託その2	6,169	上記事業に加え、令和8年度から新たに以下の事業を実施する。	
多剤服薬者に対する保健指導	5,619	医薬品の適正使用の推進や適正受診の促進を図るため、従来から実施している重複・頻回受診者及び重複服薬指導に加えて、多剤服薬者に対する保健指導を実施する。	予定対象者数 1,000人 予定指導利用人数 500人
骨折予防対策に向けた医療費分析	550	第3期データヘルス計画中間評価に向けて、「骨粗しょう症」や「脆弱性骨折」の現状を医療費や患者割合から分析し、骨粗しょう症の受診勧奨や保健指導の実施が必要な対象者像を把握する。	
健幸チャレンジ事業委託	21,900	被保険者自身が健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりの取組又は成果に対しポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を設けるなど取組を支援する。	予定利用者数 500人
計	54,451		

1 1 国民健康保険事業運営基金現在高

(単位：円)

年 度	前 年 度 末 現在高(見込)	年 度 中 増 減 (見込)				当 年 度 末 現在高(見込)
		積 立			取 崩	
		元 金	利 子	計		
8	23,832,606	0	62,356	62,356	0	23,894,962